

44 類

木材及びその製品並びに木炭

木製の割り箸、欄間、まくら木、竹製の串、
木製建具、木炭

木炭

木製建具



木製の割り箸

44 類

木材及びその製品並びに木炭

重要な部・類の注

《第 44 類 木材及びその製品並びに木炭の注の規定》

【注】

1 この類には、次の物品を含まない。

(d) 活性炭（第 38.02 項参照）

(e) 第 42.02 項の製品

(f) 第 46 類の物品

(g) 第 64 類の履物及びその部分品

(h) 第 66 類の物品（例えば、傘及びつえ並びにこれらの部分品）

(k) 第 71.17 項の身辺用模造細貨類

(l) 第 16 部又は第 17 部の物品（例えば、機械の部分品、ケース、カバー、機械用のキャビネット及び車両）

(m) 第 18 部の物品（例えば、時計のケース及び楽器並びにこれらの部分品）

(o) 第 94 類の物品（例えば、家具、ランプその他の照明器具及びプレハブ建築物）

(p) 第 95 類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）

(q) 第 96 類の物品（例えば、喫煙用パイプ及びその部分品、ボタン、鉛筆並びに一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品。第 96.03 項の物品用の木製のボデー及び柄を除く。）

44 類

木材及びその製品並びに木炭

出題例

【問題】 次のうち第 44 類に分類されるものはどれか。

- ①木製の割り箸
- ②木製のたんす
- ③木製人形

【問題】

第 44 類の類注において、活性炭は、第 44 類に含まないこととされている。

44 類

木材及びその製品並びに木炭

解答

【問題】 次のうち第 44 類に分類されるものはどれか。

- ①木製の割り箸
- ②木製のたんす
- ③木製人形

【解答】 ①

②木製のたんすは、家具として第 94 類（家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物）に分類される（第 44 類注 1 (o) 参照）。

③木製の人形は、玩具として第 95 類（がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品）に分類される（第 44 類注 1 (p) 参照）。

【問題】

第 44 類の類注において、活性炭は、第 44 類に含まないこととされている。

【解答】 正しい。

45 類

コルク及びその製品

コルク製のせん

コルク製のせん



45 類

コルク及びその製品

重要な部・類の注

《第 45 類 コルク及びその製品の注の規定》

【注】

- 1 この類には、次の物品を含まない。
- (a) 第 64 類の履物及びその部分品
 - (b) 第 65 類の帽子及びその部分品
 - (c) 第 95 類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）

出題例

【問題】 次のうち第 45 類に分類されるものはどれか。

- ①まくら木
- ②木製建具
- ③コルク

45 類

コルク及びその製品

解答

【問題】 次のうち第 45 類に分類されるものはどれか。

- ①まくら木
- ②木製建具
- ③コルク

【解答】 ③

①まくら木、②木製建具は、どちらも第 44 類（木材及びその製品並びに木炭）に分類される。

46 類

わら、エスパルトその他の組物材料の製品
並びにかご細工物及び枝条細工物

竹ひごで編んだかご



うちわ

竹ひごで編んだかご

46 類

わら、エスパルトその他の組物材料の製品
並びにかご細工物及び枝条細工物

重要な部・類の注

≪第 46 類 わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物の注の規定≫

【注】

2 この類には、次の物品を含まない。

- (a) 第 48.14 項の壁面被覆材
- (b) ひも、綱及びケーブル（組んであるかないかを問わない。
第 56.07 項参照）
- (c) 第 64 類又は第 65 類の履物及び帽子並びにこれらの部分品
- (d) かご細工製の乗物及びそのボデー（第 87 類参照）
- (e) 第 94 類の物品（例えば、家具及び照明器具）

出題例

【問題】 次のうち第 46 類に分類されるものはどれか。

- ①竹製の串
- ②竹ひごで編んだかご
- ③竹製の枕

46 類

わら、エスパルトその他の組物材料の製品
並びにかご細工物及び枝条細工物

解答

【問題】 次のうち第 46 類に分類されるものはどれか。

- ①竹製の串
- ②竹ひごで編んだかご
- ③竹製の枕

【解答】 ②

①竹製の串は、第 44 類（木材及びその製品並びに木炭）に分類される。

③竹製の枕は、寝具として第 94 類（家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品）に分類される（第 46 類注 2 (e) 参照）。